

## 第二十二号

### 知事等の給与に関する条例の一部改正について

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年六月二十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

- 11 平成二十九年六月の支給に係る知事の期末手当は、第二条の規定にかかわらず、支給しない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

県及びとくしま記念オーケストラの信用を失墜させる行為の発生により、県民に疑念を抱かせ、心配をかけていることに鑑み、平成二十九年六月の支給に係る知事の期末手当を支給しないこととする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。